

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年6月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500012号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500006号

第1 結論

昭和54年*月から昭和57年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年*月から昭和57年2月まで

請求期間において自分は学生であり、実家のあるA県のB町から上京し、C市及びD市に居住していたため、自分の代わりに親が同町で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。当時、親から保険料を納付した旨の報告を受け、領収書を見た記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に昼間部の学生として上京していたため、親がB町で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、昼間部の学生は住所地の市町村長を経由して都道府県知事に申し出ることにより国民年金の任意加入被保険者資格を取得することができ、資格取得日はその申出日とされていたところ、B町から提出された国民健康保険被保険者台帳によると、請求者には修学のために親元を離れて町外に住民登録した学生を対象とする健康保険証が交付されており、このことから同町は、請求者は学生であった期間に町外に住所があったと考えられ、同町において国民年金に任意加入することはなかったと推測される旨回答している。

また、請求期間当時、国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われ、被保険者資格を取得するものとされていたところ、i) 請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続時又は加入手続後に年金手帳を受け取った記憶はなく、請求者が現在所持する年金手帳に記載された国民年金番号(*)に係る最初の被保険者資格取得日は昭和61年12月21日であり、オンライン記録によると当該国民年金番号に係る被保険者資格の取得処理日は昭和62年2月12日であること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間においてB町、C市及びD市で国民年金番号が払い出された被保険者の氏名を確認したが、請求者の氏名(旧姓を含む。)は見当

たらないこと、iii) 社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索による調査を行ったが、請求者に当該国民年金番号とは別の番号が払い出された形跡はないことから、請求期間において請求者は国民年金に加入していなかったものと認められ、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする両親は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2500022 号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第 2500007 号

第1 結論

昭和 58 年*月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年*月から昭和 62 年 3 月まで

具体的な時期は記憶にないが、就職してしばらくした頃、A市役所に自身の国民年金の加入状況を問い合わせたところ、加入の届出の記録がないとの回答があり、20 歳になった時に国民年金の加入手続が必要だったことが分かった。

そのため、A市役所又はB社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書を使用して国民年金保険料を金融機関で一括して納付したはずであるが、請求期間の国民年金保険料の納付記録がないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の被保険者資格については、昭和 62 年 11 月 12 日に、遡って 20 歳到達日である昭和 58 年*月*日を取得日とする資格取得処理が行われたことがオンライン記録により確認できるところ、当該資格取得処理日(昭和 62 年 11 月 12 日)時点で、請求期間のうち昭和 58 年*月から昭和 60 年 9 月までの国民年金保険料は、既に徴収権が時効により消滅しているため納付することはできない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号「*」の前後の番号を持ち、国民年金の被保険者資格の取得に係る処理日が請求者と同時期である者のうち、オンライン記録により昭和 61 年度以前(過年度)の国民年金保険料が納付されていることが確認できる複数の被保険者については、「A市国民年金被保険者名簿」(以下「被保険者名簿」という。)において、「過年度納付書発行」の表示とともに過年度の保険料納付状況が記載されているが、請求者に係る被保険者名簿には、同様の記載は認められない。

さらに、A市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認できる資料は保管していない旨回答している上、請求者が国民年金保険料を納付した金融機関として名前を挙げたC銀行及びD信用組合の担当者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認

できる資料及びデータは現存しない旨陳述しているほか、請求者も、納付書が送付され国民年金保険料を納付した時期、納付した金額、納付対象期間等の具体的な状況を記憶していないとしており、請求期間に係る保険料納付についての詳細は不明である。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。